

# 2020年代の県立高校の将来像について（案）

（平成29年12月14日現在）



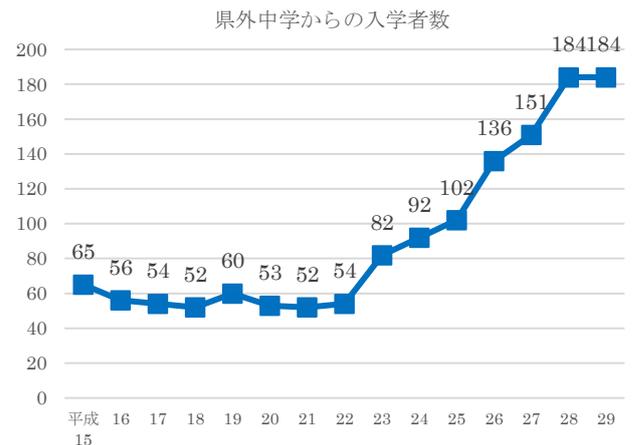
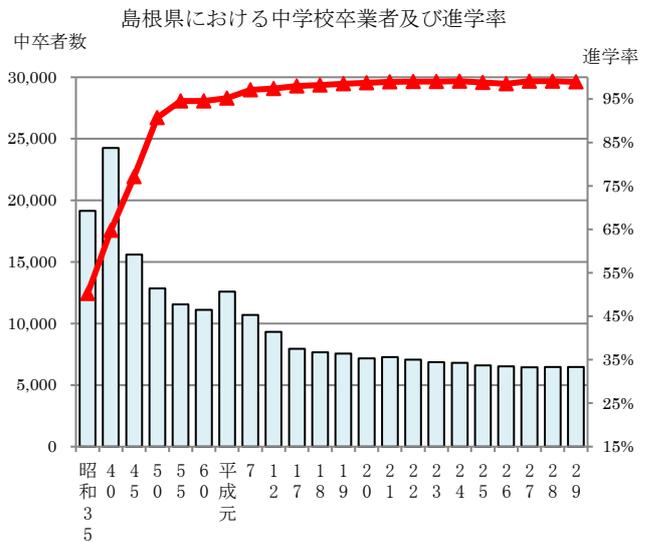
検討に当たって.....	1
1 検討の背景.....	1
2 検討の経過.....	2
提言1 地域に根ざした小さな高校ならではの大きな教育効果を全県に広げ、全国に発信できる島根らしい教育の魅力化を進める。.....	4
1 地域協働スクールとなる。.....	4
2 地域資源を活用した特色ある教育課程を構築する。.....	4
3 少人数のスケールメリットを活かしつつ学習内容の質や高校生活の多様性を保障する。.....	5
4 「学びの成果」の捉え方、示し方を新たに開発する。.....	6
5 県外や国外からも広く生徒を募集する。.....	6
6 島根らしい教育の魅力化を進める。.....	7
提言2 生徒の個性、適性、志向性に応じた多様な学びを追求できる、主体的学習を促す高校づくりを推進する。.....	8
1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜制度改革.....	8
2 特色ある学科・コースを設置して、主体的な学びを推進する。.....	8
3 学びのセーフティネットを構築する。.....	11
4 インクルーシブ教育を推進する。.....	11
5 ICTを活用した授業改善を進める。.....	12
6 生徒主体の高校づくりを推進する。.....	12
提言3 提言1、2の実現に向けた教育環境の整備.....	13
1 地域別の高校の在り方.....	13
2 教員の多忙・多忙感の解消、教員の確保と育成.....	16
おわりに.....	17
参考資料.....	18



## 1 検討の背景

島根県の中学校卒業生数の直近のピークは、平成元年3月の約12,600人であり、それ以降急激な減少に転じ、平成30年3月には半分以上の約6,200人まで減少が進む。このような生徒減少に対し、県教育委員会では、平成21年2月に策定した「県立高等学校再編成基本計画」に基づき、学科改編や学級数の見直しなどを行ってきた。計画の中で、質の高い高校教育を提供するためには、1学年4学級から8学級を望ましい学校規模としたが、平成29年4月における全日制課程第1学年の1校当たりの募集学級数の平均は3.77にとどまっている。しかし、望ましい学校規模を下回る高校の多くは、地方創生・地域活性化の拠点となっている町村部の高校であり、地域における高校の存在意義などに十分配慮が必要な状況にある。こうした中、島根県では、平成23年度から全国に先駆けて、離島・中山間地域において、「地域の拠点としての学校を地域が協力して支える」という考えのもと、町村が県立高校と協働して高校の魅力化に積極的に取り組んできた。この取組により、「しまね留学」による県外生徒数は200人に迫る勢いであり、学校と地域との交流、学校・地域の活性化など、様々な成果を生み出している。

国では、教育再生実行会議による提言や中央教育審議会の高大接続改革答申等を受け、高大接続改革実行プランを策定し、このプランに基づき、高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めており、「知識・技能」のみならず、「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」や「主体性をもって多様な人々と協働する態度」などの学力の3要素の育成・評価について取り組んでいる。また、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えのもと、「社



会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換を目指した取組が進められている。こうした中、これらのプラン等を踏まえ、平成 28 年 12 月に中央教育審議会は、2030 年とその先の社会との在り方を見据えた次期学習指導要領等改訂の答申を行った。

次期学習指導要領は、2030 年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、より良い人生とより良い社会を築いていくことを目指している。知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的になり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることを認識するとき、教育は今、大きな転換点を迎えていると言える。

国の教育改革の動向に注視しつつ、教育を取り巻く環境の変化や生徒の状況を踏まえ、島根県高校教育全体の質の確保・向上のため、中・長期的な視点で今後の県立高校の在り方を検討する必要性が生じている。

---

## 2 検討の経過

本検討委員会は、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「今後の県立高校の在り方検討委員会設置要綱」に基づき、県教育委員会教育長から委嘱された 12 人(平成 29 年 4 月から 13 人)の検討委員から構成され、社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の在り方について、平成 28 年 4 月から平成〇年〇月までに計〇回会議を開催し、全て公開で行った。本検討委員会では、2020 年代の県立高校の将来像を検討するに当たり、検討課題を整理するとともに(論点整理)、平成 28 年 9 月県議会代表質問に対する教育長答弁をもとに本検討委員会の議論に期待する県教育委員会の重要な観点を確認し、様々な立場から多角的に議論を積み重ねてきた。加えて、県教育委員会が考える、生徒たちに身につけてもらいたい学力である「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」という学力観を踏まえ、高校入学者選抜改革、高大接続改革や教育の魅力化等をもとに、2020 年代の県立高校において、どのような教育内容、教育環境を整えていけば良いか等について議論を深めてきた。

### 【検討課題(論点整理)】

- (1) 地域資源を活かし、地域活性化にもつながる島根ならではの高校の魅力化・特色化をどう進めるか。
- (2) 個性に応じた多様な学びが希望する進路へとつながっていく高校教育をどう実現するか。
- (3) 基本的な教育環境の整備をどう進めていくか。

議論の参考とするため、浜田市と江津市で地域公聴会を開催し、地域における高校の存

在・役割や地域産業を支える人材の育成、地域産業と学校との連携など高校教育に対する提言や思いを聴いた。

また、飯南高校、島根中央高校を視察し、高校生、教職員、町職員との意見交換を通して、地域と学校の連携・協働の取組状況、生徒の多様な進路・学習ニーズなどを確認した。

さらに、市部の普通科高校や専門高校の在り方について議論を行った。特に中学生の進路希望を踏まえて、各高校の特色を明確に打ち出すため、より具体的な「育てたい生徒像」や「求める生徒像」をいかに確立するか、そのためにはどのような学科構成やカリキュラムが望ましいのか、また、グローバル化やICTに対応した人材をどのように育成するか、などについて意見交換を行った。

以上の検討課題の議論を受けて3つの提言にまとめた。提言1は、高校魅力化・活性化事業の成果をさらに発展させ、その成果を広く全県の高校で共有する観点から、提言2は、次期学習指導要領の改訂を踏まえて、多様な学びを追求できる主体的な学習を促す高校づくりを推進し、中学生の進学意欲を活性化させる観点から、提言3は、提言1、2の実現に必要な教育環境を整える観点から行うものである。

平成30年1月にはパブリックコメントを実施し、広く県民の意見も聴き、提言策定の参考とした。

提言1 地域に根ざした小さな高校ならではの大きな教育効果を全県に広げ、全国に発信できる島根らしい教育の魅力化を進める。

島根県では離島・中山間地域を中心に高校魅力化プロジェクトを推進し、市町村と協働しながら高校の魅力化に取り組んでいる。また「しまね留学」により、島根県で高校生活を送り地域の人々とふれ合いながら学ぶことの魅力を全国に発信し、多くの県外入学生を集めてきた。このような取組の成果をベースにしながら、さらにこうした教育の魅力と可能性を全県に広げるとともに、全国に発信できるよう、次の取組を展開するための支援を行うことが求められる。

## 1 地域協働スクールとなる。

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していくことができる。地域は、子供の成長を軸に、学校と連携協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場を創出し地域に活力を生み出すことができる。

小学校、中学校、高校を通して、「地域の子供は地域で育てる」を基本として、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民や地元企業、地元自治体等と協働で策定し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めていくことが求められる。また、地域との連携を生かした教育活動を行い、地域の担い手を育成するなど、地方創生・地域活性化の観点からも学校は重要な役割を果たしている。

このため、地域、地元自治体が学校運営・経営に参画する体制を構築し、「チーム学校」として高校の魅力化・特色化に取り組んでいくことが望まれる。そのためには、教育理念や目標、教育課程、予算、人事などについて、地域のニーズを反映できるよう、高校と地元自治体との「協働運営」を志向した協議の場となっている「高校教育魅力化協議会」をさらに持続的に発展させていくための仕組みの構築が求められる。また、様々な事業を展開するに当たっては、クラウドファンディングなどの手法により、独自に事業費を確保する方法を研究することも求められる。

## 2 地域資源を活用した特色ある教育課程を構築する。

次期学習指導要領では「どのように学ぶか」が特に重視されており、その具体的な在り方として「主体的・対話的で深い学び」が求められている。そのためには、学んでいることと社会とのつながりを意識しながら教科横断的に学びを深め、さらに探究的な学びを引き出すことのできる「地域資源を活用した教育課程」を構築することが非常に有効である

と考えられる。

島根県には各地域に豊かな自然、歴史・伝統、文化があり、生徒を温かく支え育てようとする地域社会が今なお残っている。県内の小・中学校では地域資源を活用した教材が作成され、ふるさと教育が進められてきた。これまでの蓄積を生かし、高校においても、各地域の小・中学校や社会教育機関等と連携し、小学校から高校まで連続性のある教材を開発し、活用することが必要である。さらに、地域の自然、歴史・伝統、文化などの実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、学校で学ぶことと地域や社会でより良く生きることをつなぎ、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を育むことが重要である。こうした島根らしい教育を推進することにより、「ふるさと島根」への愛着や誇りを育むことができるようになる。同時に島根県が抱える少子高齢化や過疎をはじめとする課題は、遠からず日本全体や世界各地が取り組まねばならない課題でもあるため、このような学びの視点や手法を身に付けることは、将来の大きな知的財産となるだろう。

こうした学習の充実・改善を図るためには、生徒数が減ってもそれを可能とする人員の確保が重要である。特に地域と高校とのつながりをより強化し、教育の魅力化を進めていくためには、両者をつなぐ人材が地域の側にも高校の側にも求められる。今後、地域側の要となる教育魅力化コーディネーターをさらに養成し、各地域に複数人配置するとともに、安定した雇用形態を保証するなど役割の重要性に見合った処遇・環境・条件を整えることが求められる。あわせて、高校側にも地域連携を推進する役割を担う教員配置を積極的に進めていくことが求められる。

---

### 3 少人数のスケールメリットを活かしつつ学習内容の質や高校生活の多様性を保障する。

生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等は多様化しているため、生徒一人一人の能力や個性を最大限引き出すことができるよう、生徒の多様性を尊重しつつ、個に応じた教育に取り組んでいく必要がある。これまで、各高校では習熟度別学習、希望する進路に応じた科目選択、専門学科における少人数実習、補習などに取り組んできた。一人一人の発達や成長をつなぐ視点で資質・能力を育成し、学習内容を確実に身に付ける観点からも、引き続き個に応じた指導に取り組むことが重要である。

高校の教員定数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「標準法」という）に基づき、学校規模（総定員）により決まるため、小さな高校では、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できず、多様な科目開設に制限がある。こうした状況においても、多様な学びを保障するためには国への改善要望に加え、県単独での教員加配が必要である。また、高校教員免許を有する中学校教員や特別免許状、特別非常勤講師等の活用やICT機器・ネットワークの整備による同時双方向型遠隔教育の導入、県内外の高校間の交流や単位互換及び留学制度など、多

様な学びの保障に向けた工夫も必要である。あわせて、生徒の学習機会の保障及び教員の勤務負担軽減の観点から、元教員や教員を希望する大学生、学習塾の講師など幅広い地域人材の協力を得て、放課後や土・日曜日の学習支援環境を整備していくことも検討が必要である。

また、部活動は教育の場としても重要であるが、学校単独でのチーム編成が難しい競技や活動がある。このため、社会体育など地域との連携を図るとともに、他校との合同チームの編成により各種大会への参加機会を保障し、部活動の多様な選択肢の提供と活性化を図ることも大切である。

---

#### 4 「学びの成果」の捉え方、示し方を新たに開発する。

一人一人の学びの成果の捉え方については、知識・技能の修得のみに重きを置いた、いわゆる狭義の学力のみにとどまらない幅広い資質・能力を多面的に評価していくことも、今後重要となる。これらの幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法や指標で捉え示すか等の調査研究を進め、その知見を生徒の学習評価や高校入学者選抜の評価方法の改善にも活用していくことが求められる。

また、各高校は、教育活動等の成果を検証し、生徒がより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組として学校評価を行っている。「目指す学校像」や「育てたい生徒像」に基づいた実効性の高い学校評価への改善に取り組むとともに、結果の公表など積極的な情報発信を進め、高校の課題を保護者、地域住民、地元自治体等と共有し、意見を学校運営に反映させていくことが大切である。

---

#### 5 県外や国外からも広く生徒を募集する。

島根県では、平成23年度から全国に先駆けて、離島・中山間地域において、「地域の拠点としての学校を地域が協力して支える」という考えのもと、町村が県立高校と協働して高校の魅力化に積極的に取り組んできた。この取組により、地元の中학생や県外の意欲の高い中学生在が進学し、優れた教育活動を通じてさらに高校の魅力が高まっていくような好循環が生み出されつつある。こうした好循環を持続させるための取組の一つである「しまね留学」は、県内生徒にとって、県外生徒と触れあうことで、これまで狭い人間関係の中で経験できなかった多様な価値観との出会いや、切磋琢磨を通しての視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上、地元島根の魅力や課題の再発見や愛着と誇りの醸成など教育上、大きな効果を生み出している。今後は、身近な地域・島根と我が国の文化、歴史などを深く理解し説明する力や、他の国や地域の文化等を尊重する態度など、グローバル社会を生きる力を県内生徒に育むため、県外生徒募集のさらなる改善に取り組むとともに、国外からも広く生徒を募集することも考えられる。

県外生徒の受け入れに当たっては、U I ターンフェアや体験型観光ツアーとのタイアップなど地元市町村や移住定住機関、観光関係機関と連携しながら効果的・効率的な生徒募集の在り方を工夫するとともに、従来の身元引受人制度を、県外からの生徒・保護者にとって分かりやすく安心でき、受け入れる地域や学校にとっても機能する制度に改めるなど、受入体制を県、市町村、高校が連携して整えていく必要がある。また、受入体制の整備については、既存の寄宿舎に加え、市町村の交流・研修施設、下宿、民宿といった民間施設など地域資源を最大限に活用することが求められる。場合によっては、近隣の高校の寄宿舎を共同利用することも資源の有効活用の観点から検討する必要がある。

なお、県外生徒の受け入れの目的は、地域や県内生徒、県外生徒双方に良い効果を与えることであり、単に高校の生徒数を拡大することが目的ではないことに十分留意するとともに、県内生徒の進路保障に配慮しながら、募集人数や「求める生徒像」に応じた選抜方法の設計、ミスマッチが起きにくい募集方法等を考慮する必要がある。

---

## 6 島根らしい教育の魅力化を進める。

高校が地方創生・地域活性化の拠点となっている地域にとって、高校が必要不可欠な存在であり、覚悟を持って存続させるという堅固な認識を島根県と地元市町村の間で共有することが必要である。その共有認識のもと、高校の魅力化・特色化を進めていき、「標準法」を超える教員配置やI C T環境の整備など教育活動の質を高めていくことが大切である。また、こうした高校においては、今後ますます「しまね留学」の重要度は増していくと考えられることから、その受け皿としての寄宿舎等の受入体制の充実を図っていくことが必要であり、その最善の方法を島根県と地元市町村とが共に知恵を絞っていくことが求められる。

提言2 生徒の個性、適性、志向性に応じた多様な学びを追求できる、主体的学習を促す高校づくりを推進する。

高校進学を選択することは、義務教育を終えた子供たちが人生で初めて行う主体的な進路選択である。県内の中学生が自らの個性、適性、志向性を見つめ、将来のなりたい自分に向かって夢を叶える第一歩となる学びの場を、できるだけ多様な選択肢の中から積極的に追求することができる進路選択環境を整えることが重要である。そのためには、高校進学がさらなる主体的学習を促進するよう、それぞれの特色を明確に打ち出して、学びの体制を整え、中学生や保護者に向かって発信する必要がある。

## 1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜制度改革

国の高大接続システム改革において、大学入学者選抜の見直しが行われている中、その動向を注視しつつ、県立高校の入学者選抜においても、島根県の考える新たな学力観や育てたい資質・能力を踏まえ、異なる背景を持った多様な生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価する選抜方法を構築していくことが求められている。

全ての県立高校において、「育てたい生徒像」に基づき、教育課程を編成し、「求める生徒像」を明確にすることにより魅力化・特色化を図ることが重要であり、その上で、各高校が中学生や保護者、中学校に向けて、丁寧に分かりやすく情報発信する必要がある。

また、「求める生徒像」を踏まえた選抜方法の工夫を進めていくことが求められる。例えば、多くの県立高校で実施している推薦選抜において、中学生段階から生徒を育てて受け入れる育成型入試や集団生活での行動等を評価する合宿型入試、グループディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れた面接など、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働する態度など学力の3要素を適切に評価する選抜方法の工夫を進めることにより、生徒の学びに向かう意欲を高め、学びの好循環をもたらすことも期待できる。また、一般選抜においても、学力の3要素を多面的に評価することが必要であり、「求める生徒像」に応じた、各高校独自の選抜方法の研究も進めることが必要である。

## 2 特色ある学科・コースを設置して、主体的な学びを推進する。

### (1) 普通科高校

普通科、理数科、体育科など普通科高校に学ぶ生徒の進路は、大学、短大、専修学校などへの進学や就職など多岐にわたっている。こうした生徒のニーズや社会の変化に応じた学びを保障するため、教育課程の編成・実施において、一層の特色化や工夫が必要である。

高校の学びを通して、子供たちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けたり、主体的に学び続けるこ

とができるよう、一人一人の未来に向けて成長しようとする潜在的な力を開花させることが、全ての高校に求められる。さらに、高い興味・関心や知識・技能を伸ばすことを目指して、例えば、次のような学科・コースの設置が求められる。

- ①SSH（スーパーサイエンスハイスクール）のように高度な科学学習を推進することで高い自然科学的知識・技能を育成し、将来科学技術の分野において国際的に活躍する人材を育成する学科・コース
- ②島根の地理、歴史、文化やこれらに関わる遺跡・史跡、古文書、考古学的資料に直接に触れ、高度な人文科学的資質能力を育成し、将来関連分野において活躍する人材を育成する学科・コース
- ③SGH（スーパーグローバルハイスクール）のように高度な語学力と国際的視野を身につけ、将来、海外の大学で学ぶなど大学段階での留学を志向する人材を育成する学科・コース
- ④これまでの文系・理系の区分を廃し、文理融合型の探究学習を行うことができる教育課程をもつ学科・コース

また、学校独自設定科目を含む充実した教育課程の編成が可能となる単位制の導入、国際通用性のある探究的学習者を養成する国際バカロレアの導入に向けた研究などを進めることが必要である。

---

## （２）専門高校

経済のグローバル化や国際競争の激化、産業構造の変化、技術革新・情報化、科学技術の進展等に伴い職業人として必要とされる専門的な知識・技能は拡大・高度化している。このため、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと身につけた上で、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力等を育成する教育が求められている。

地域の産業・社会の人材育成と結びつきの強い専門高校は、地域の活性化に貢献してきた。地域産業・社会においてどのような人材が求められているのかを把握し、その需要にこたえていくため、地域社会との連携・交流を一層深め、体験的な学習や大学・地域企業等と連携を図った現場での実習等、地域や産業界の人材など外部人材の協力を得ながら実践的な教育活動を積極的に実施していくことが必要であり、例えば、次のような学校づくりを進めていくことが求められる。

- ①大学・企業等との連携による先進的で高度な知識・技能の体験や、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するSPH（スーパープロフェッショナルハイスクール）の指定を目指す学校

- ②既存の業種・職種の在り方を前提とせず、生産、加工、販売までの工程を総合的に学び、起業家精神を育てる6次産業科やAI（人工知能）技術に対応する学科・コースを持つ学校

また、特色ある授業科目を近隣の専門高校間で共同開講する等の工夫や進学を希望する生徒に対応した多様な科目開設、教育課程上必要な施設・設備の更新・充実、専門科目担当教員の確保等も求められる。

---

### （3）総合学科高校

普通科高校及び専門高校と並ぶ高校として総合学科高校がある。この高校は、生徒が学びたい科目を自分で選択し、自己の進路への自覚を深めるとともに、個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験することができる。社会が変化し、生徒のニーズが多様化する中、総合学科高校においては、生涯にわたって学習に取り組む意欲や、職業選択に必要な能力の育成を行うなど、特色ある教育活動が引き続き求められている。これまでの成果と課題を踏まえ、今後も社会や生徒のニーズにあった教育課程や系列を工夫していく必要がある。また、例えば、次のような新たな系列の設置も研究していくことが望ましい。

- ①地域の文化、伝統工芸・芸能、豊かな自然など地域資源を活用した探究的な学びを  
実践できる地域創生に関わる系列
- ②スポーツや芸術系に特化した系列

---

### （4）定時制・通信制高校（課程）

現在の定時制・通信制高校は、働きながら学ぶ勤労青少年の学習の場としての役割だけでなく、多様な学習形態、生活スタイル、進路希望等、様々な背景を抱えた生徒の学習の場にもなっている。また、日本語指導が必要な生徒や発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。

島根県では、平成22年度に独立定時制・通信制高校である宍道高校を設立し、平成24年度に浜田高校を定時制・通信制課程を併設した西部の拠点校として整備して、県東部・西部において定時制・通信制教育の充実を図ってきた。将来的には、浜田高校も今後の生徒数の動向や全日制との関連性なども考慮しながら、独立校への移行の可能性も検討する必要がある。

今後も、様々な事情を抱えた幅広い年齢層の生徒が学んでいる実態にきめ細やかに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、将来を見通した進路指導をサポートする体制、生涯学習社会への対応など学習面だけでなく、学校の内外を問わず、多様な生徒を支援していくことが求められる。

---

### (5) 中高一貫教育校

中高一貫教育校には、中等教育学校、併設型、連携型という3つの実施形態がある。島根県には、中山間地域において、設置者の異なる町立中学校と県立高校が連携型の中高一貫教育を実施している学校が2地域にあり、それぞれが地域の特徴を生かした取組により、一定の成果をあげている。今後も連携型の成果と課題を検証しつつ、教育内容の充実と課題の改善に努めることが求められる。

中等教育学校及び併設型の中高一貫教育校については、現時点では島根県の実態になじまないと考えられるが、将来的に仮に検討を行おうとする場合においても、中高一貫教育の当該地域における目標を明確にし、その上で、法律上の本来の学校設置者を変更する点に関する評価や、小学校、中学校、高校それぞれが果たすべき役割、生徒間の学力差への対応、近隣中学校に与える影響、地域内に選択肢となる高校が複数校あるかなど課題を検証しつつ、その在り方について慎重に研究すべきである。

---

### 3 学びのセーフティネットを構築する。

各高校が魅力化・特色化を打ち出すことには、一定のリスクを伴う可能性がある。入学後に学習内容と生徒自身の適性や能力との間のミスマッチが判明したり、途中で進路希望の変更が生じたりすることは、想定されることであり、このほかにも家庭環境や社会環境の変化等によって進路変更を希望することもあり得る。各高校が思い切った特色ある教育課程を編成するためには、他方で入学後の学科変更、転学などに柔軟に対応できる学びのセーフティネット（柔軟性・弾力性のある転科・転学システム）を備えておくことが望ましく、入学者選抜制度の在り方と併せて研究する必要がある。

---

### 4 インクルーシブ教育を推進する。

県立高校では、これまで、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを指名するなどの校内支援体制の確立に向けた取組が行われてきた。また、特別な支援を必要とする生徒に関する情報を中学校と高校で共有することや、研究指定校の設置、高校と特別支援学校との連携などの支援体制の整備を進めてきた。

今後、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての高校において、発達障がいを含む障がいのある生徒が在籍する可能性があることを前提に、合理的配慮に基づく教育環境の整備や適切な対応に向けた教職員研修、個別の生徒に対応したケース会議を実施するなど、引き続き支援体制を充実させることが必要である。

また、平成30年度から通級指導が高校にも導入されることから、研究指定校等での成果を踏まえて、生徒の実態把握、支援の必要な生徒への個別指導、チームでの支援体制づくりが必要である。

---

## 5 ICTを活用した授業改善を進める。

情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど日常生活において、ICTを通じて行うことが当たり前となっている。学習の場である高校において、生徒が日常的にICTを活用できる環境を整えることは、「社会に開かれた教育課程」を実現する上でも重要である。

県教育委員会では、モデル校にICT機器（プロジェクタ、実物投影装置、スクリーン、タブレット端末）を整備し、それを活用した授業改善に取り組んできた。今後は、これらの高校での取組の成果を全ての高校に波及させる必要があるが、県内の他の高校におけるICT機器の整備は遅れていることから、早急に整備することが求められる。あわせて、生徒1人につき1台のタブレット端末などを用いた授業が展開できる環境を整えていくことも検討する必要がある。また、ICT機器等の整備に併せて、ネットワーク環境のさらなる改善も求められる。こうしたICTを活用した授業改善を進めるに当たっては、教員研修を充実させることが重要である。

---

## 6 生徒主体の高校づくりを推進する。

生徒にとって真に魅力的な学校をつくり、生徒たちの主体的な学びを促し、生徒たちに「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」を育てていくため、生徒たち自身も今の学校や学びの課題を考え、目指すべき在り方について対話し、解決や改善に向けて取り組む過程に主体的に参画できる機会を保障すべきである。

そのためには、例えば、生徒会の運営の在り方を見直し、本来の「集団や社会の一員としてより良い学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる」という目標に適うよう取り組めるものにしていく必要がある。

こうした生徒自身によるより良い学校生活づくりへの自主的・実践的な取組の促進は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い注目されるようになった「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力」を育む主権者教育の流れとも符合するものである。

## 1 地域別の高校の在り方

### (1) 市部

市部の高校は、公共交通機関の利便性が高く、広い範囲の地域から様々な学習ニーズを持った生徒が集まり、同じ地域内に県立高校のほか、市立や私立の高校が複数設置されている。今後、市部においても、中学校卒業生数の減少が続くことが見込まれることから、市立や私立の高校の配置状況や、交通の利便性なども考慮しながら、県立高校の在り方を検討する必要がある。その際には、大学との連携による探究型の学びに力点を置いた学校、学科の枠を超えた新しいタイプの学校など、市部の特長を生かした特色ある学校づくりが望まれる。また、市部の高校には、周辺町村部の高校の学科配置も踏まえ、普通科系あるいは職業系専門学科や総合学科などの特色ある学科の配置にも配慮が求められる。

「共通性の確保」と「多様化への対応」のバランスに配慮しながら高校教育の質の確保・向上を図り、魅力と特色ある高校づくりをしていくためには、1) 生徒の希望する進学や就職に対応できるだけの選択幅のある教育課程が編成できること、2) 生徒が学校生活の中で、他の生徒や教職員などと関わり、多様な考え方や価値観に触れる機会が確保されていること、3) 部活動や学校行事、生徒会活動等を通して生徒が充実した高校生活を送るための教育環境が整っていること、4) 教員の教科指導力向上のための自校内での日常的な研鑽や校外研修への参加が可能であるなど教員が資質・能力の向上を図ることができる環境が整っていること、などの観点が必要であるため、一定の生徒数や学校規模が必要である。このことから、生徒にとって魅力と特色ある学校づくりをしていくための県立高校の望ましい学校規模は、「1学年4学級以上8学級以内」が適当であると考えられる。

### (2) 町村部

町村部の高校については、地元中学校卒業生数の減少が続くが、減少スピードは鈍化し、一方で「しまね留学」による県外生徒の増加が見込まれている。町村部の高校では、自然に恵まれた学習環境や少人数による指導などのメリットを生かしていくことができる。また、地域との連携を生かした教育活動を行い、地域の担い手を育成するなど、地方創生・地域活性化の観点からも重要な役割を果たすことができる。近隣の高校と著しく距離が離れている高校が多く存在し、様々な事情により地域の高校に進学するしか選択肢がない生徒もいることなども踏まえ、学校規模にこだわることなく、地元自治体及び地域の参画を得ながら、協働して学校の魅力化・特色化を図っていくことが望まれる。その際、高校が必要不可欠な存在であり、覚悟を持って存続させるという堅固な認識を島根県と地元町村の間で共有することが必要である。

一方、選択幅のある教育課程や部活動、多様な考え方や価値観に触れる機会等が制限されるリスクもあることから、ICTの導入や県内外の学校との交流連携、相互留学制度などにより、多様な生徒や教育課程、活動に触れる機会と環境を整備する必要がある。

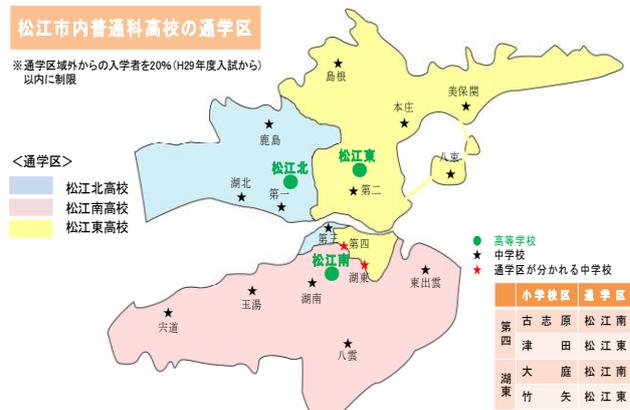
### (3) 松江市内通学区

松江市内の普通科高校には、昭和36年に松江高校が松江北高校、松江南高校に分かれた時に大橋川を境とする通学区が設けられ、昭和58年の松江東高校の開校に合わせ3校の通学区が始まり、現在に至っている。

松江市内通学区の在り方については、平成18年7月に出された答申「県立高等学校通学区区域(学区)のあり方について」(県立高等学校通学区区域検討委員会答申)の中で、通学区を撤廃した場合、特定の高校に志願者が集中する可能性があり、3校の序列化、ひいては今まで培われてきた3校による切磋琢磨の成果が失われることも懸念されるとして、通学区維持の判断が示された。

しかし、中学校卒業者が減少する中、これまでの等質等量の考えに基づく普通科高校3校存続に妥当性があるのか、居住地により高校選択を制限することが公平と言えるのか、希望する高校を目指す気持ち(挑戦心)を阻害しているのではないかと、全国的に見ても市内通学区の設置は特異なケースであるなど、こういった課題を今後も抱えながら通学区を維持することはもはや困難ではないかと考える。

生徒の選択肢の拡大を重視する観点から、松江市内の普通科高校3校がそれぞれ独自の「育てたい生徒像」、教育課程、「求める生徒像」を確立し、魅力と特色ある学校づくりに取り組み、通学区は廃止することが望ましい。



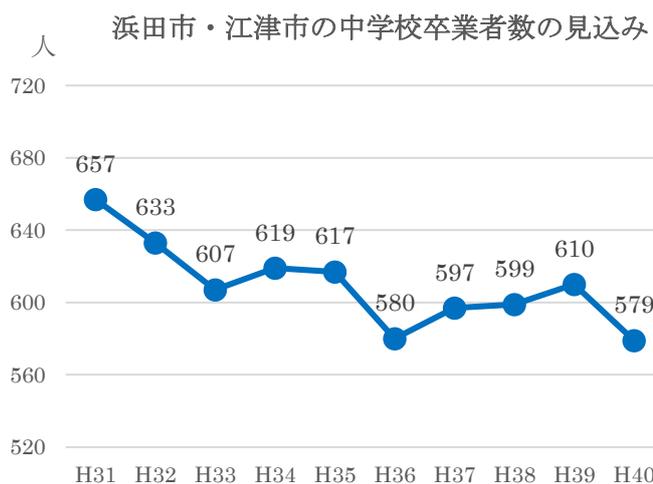
### (4) 地域外入学制限

地域外入学制限は、社会状況の変化、高校進学率や大学進学率の上昇や公共交通機関等の利便性の向上により、特定の高校に志願者が集中する状況が発生したため、地元生徒の進路保障の観点から昭和48年に制度を設け、現在7校で地域外入学を10%以内(出雲高校は5%以内)に制限している。制度創設から40年以上が経過し、この間、対象校の見直しが度々行われてきたが、県西部の対象校では、定員充足率が9割に満たない年度もあり、制度の意義が薄れつつある。

また、平成 29 年度から「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」が「教育魅力化推進事業」として拡充され、事業に取り組む高校が順次拡大されている。市部の高校においても「教育魅力化推進事業」に取り組むことが可能となったが、地域外入学制限はこの取組を大きく制限する可能性がある。このため、「教育魅力化推進事業」の対象高校については、地域外入学制限及び県外からの入学制限の対象から除外することが望ましい。

### (5) 浜田市、江津市の県立高校の方向性

浜田市、江津市における今後 10 年間の中学校卒業生数は、平成 36 年 3 月末に 580 人と見込まれ、平成 31 年 3 月末と比較して、77 人減少すると見込まれている。その後、生徒数は一度増加に転じた後に再度減少し、平成 40 年 3 月末の中学校卒業生数は 579 人と見込まれ、平成 31 年 3 月末と比較して 78 人の減少が見込まれている。



本検討委員会は、県教育委員会の依頼を受け、リーディングスタディとして浜田市、江津市の県立高校の方向性について議論を行った。議論の参考とするため、それぞれの市において地域公聴会を開催し、地域における高校の存在や役割がいかに大きいか、石見地域の産業を支える人材を育成する重要性、地域と産業の連携など、高校教育に寄せる地域の方々の思いを確認した。一方で、この地域には、普通科高校が 2 校（江津、浜田）、専門高校が 3 校（江津工業、浜田商業、浜田水産）配置されているが、入学定員が 80 人の小規模校や定員充足率が過去 3 年平均で 9 割を切る高校があるなど、中学校卒業生数は県西部の中で一番多いにもかかわらず、そのスケールメリットを生かした高校の配置ができているとは言い難い状況である。このため、島根県全体の高校教育の方向性を確認した上で、①普通科、専門学科とも石見部全体での位置づけの中で議論すべき、②時代的な要請、生徒の進路志向、地域ニーズなどを踏まえた議論が必要、③これまでの枠組（工業、商業、農業など）を超えて構想することも必要、④中高一貫など高校教育の新たな枠組みについても研究が必要、⑤選択肢を増やすという観点から新たな学科のカリキュラム研究も必要、この 5 点を視点に浜田市、江津市の県立高校の方向性を探った。

本検討委員会は、提言 1、提言 2 及び市部における高校の在り方の観点から、浜田市、江津市における県立高校について、例えば、次のような高校の方向性が望ましいと考える。

- ア 先端的な科学技術やグローバル化に対応し、SGHやSSHの成果を取り入れた探究的な学びを推進する普通科の拠点高校
- イ 石見部の企業や大学等と連携し、6次産業、起業家教育にも力点を置いた地域を支える専門的職業人を育成する専門高校

なお、石見部全域の生徒を受け入れるにあたっては、既存の寄宿舎の整備に加え、両市の交流・研修施設、下宿、アパートといった民間施設など地域資源を最大限に活用することが求められる。場合によっては、近隣の高校の寄宿舎を共同利用することも資源の有効活用の観点から検討する必要がある。

---

## 2 教員の多忙・多忙感の解消、教員の確保と育成

---

### (1) 教員の多忙・多忙感の解消

学校や教員の業務が非常に多岐にわたり、負担が増加している中、教員の多忙を解消し、生徒と向き合う時間的・精神的な余裕を確保することが急務である。県教育委員会が行った「教職員の勤務実態調査」（平成28年3月実施）によれば、多くの教員が相当な長時間勤務を行っており、また多忙感を感じている実態が判明している。特に多くの教員が校務分掌に係る業務や資料・報告書の作成業務に強い負担感を感じていることから、事務作業等を支援するスタッフの配置や学校への依頼・指示の精選及び合理化・適正化を進めるなど、教員が本来業務に集中できる環境を整えることが重要である。また、各学校においても、今までやってきたことをやめられない組織文化や学校や教員が全てを抱え込もうとする意識を改め、業務を見直すとともに、外部人材や外部機関を活用した方が良いことは活用し、地域に任せられることは任せていくなど、地域や社会に開かれた学校づくりにより、教員の多忙解消と教育の質の維持向上の両立を図る必要がある。

---

### (2) 教員の確保と育成

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、生徒一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細やかな指導の充実など、次期学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応するためには、教員定数の拡充が必要である。教員定数は「標準法」に基づき決まるため、国に対して教員定数の拡充を働きかけるとともに、「標準法」が改正されるまでの間、県独自の施策により教員定数を拡充することも望まれる。

また、教員自身が「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力」を踏まえて、社会に開かれた魅力ある学校づくりや授業改善を推進するための資質・能力を向上させるため、県教育委員会は大学等との連携・協働による養成・研修・評価等を通じた、一体的な教員養成システムを構築する必要がある。

## おわりに

「今後の県立高校の在り方検討委員会」では、この2年間の議論を通して上述のように3つの提言を行った。これらの提言は、中山間地域・離島の町村と県教育委員会とが連携して取り組み、その成果が全国的に注目されるに至った高校魅力化・活性化事業を一つの手がかりにしている。この取組によって示されつつある教育成果は、次期学習指導要領のめざす学びの姿（主体的・対話的で深い学び、社会に開かれた教育課程）へとそのままつながっていくものである。これを本県の今後の高校教育改革に活かすことによって、今後の日本の一つの教育モデルともなりうるような高校教育の姿を先進的に示すことになるものと確信する。

県教育委員会におかれては、これらの提言が実行を伴う具体のプランとして機能するためのロードマップ（年次進行計画）を作成し、一定の評価・改善を図りながらPDCAサイクルによって着実に進捗するよう取組をお願いしたい。

また高校教育改革は、当然ながら、幼児教育から小・中学校教育を経て高等教育に至る一貫性を持った教育改革の流れの中に位置づけられるものであることから、全県の他の教育計画・事業等との連携を図り、関連性に着目しながら効果的に進められるよう期待するものである。

**今後の県立高校の在り方検討委員会設置要綱**

(目的及び設置)

第1条 社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の在り方、及び生徒数の減少等に対応した高校の在り方について検討するため、今後の県立高校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成 30 年 3 月までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長等)

第4条 委員会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めた者は、前項の規定に関わらず、傍聴することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第8条 検討事項について調査研究するために、委員会に専門部会を設置する。

2 専門部会の委員は、教育長が委嘱する。

3 前 4 条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、島根県教育庁学校企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 今後の県立高校の在り方検討委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
あ べ たかし 安部 隆	島根県町村教育長会	副会長（～平成 29 年 5 月 16 日） 前奥出雲町教育委員会教育長
い づ み ゆうじろう 泉 雄二郎	国立大学法人島根大学	アドミッションセンター特任教授 前松江北高等学校長
い わ た みどり 岩田 美登里	島根県中学校長会	松江市立八束学園 校長
お お た わ あきひろ 大多和 聡宏	島根県私立中学高等学校連盟	開星高等学校 理事長・校長
こ や ま みちひさ 小山 理久	島根県公立高等学校長協会	松江北高等学校長（平成 29 年 4 月 1 日～）
さ さ き いさお 佐々木 功	島根県 P T A 連合会	
し み ず のぶお 清水 伸夫	島根県都市教育長会	松江市教育委員会教育長
た な か てるみ 田中 輝美	ローカルジャーナリスト	公募委員
た な べ てつや 田邊 哲也	島根県町村教育長会	副会長（平成 29 年 5 月 17 日～） 美郷町教育委員会教育長
た に だ かずこ 谷田 一子	京見屋分店	
の つ ふじお 野津 富士男	山陰中央テレビジョン放送 株式会社	放送技術局長
ひ ご こういち 肥後 功一	国立大学法人島根大学	会長 大学院教育学研究科教授
まつもと まさこ 松本 真佐子	島根県高等学校 P T A 連合会	中浦食品株式会社 開発部課長
よしなが 吉永 よしか	津和野食糧企業組合 鯉の米屋	

※五十音順、敬称略

今後の県立高校の在り方検討委員会 検討経過

開催日・場所		検討事項
第1回	平成28年4月22日(金) 市町村振興センター大会議室	1 会長・副会長選任 2 県立高校をめぐる状況(1) 3 意見交換
第2回	平成28年5月19日(木) サンラポーむらくも彩雲の間	1 江津市エリア及び浜田市エリアにおける県立高校の可能性の検討について 2 県立高校をめぐる状況(2) 3 意見交換
第3回	平成28年7月15日(金) サンラポーむらくも彩雲の間	1 次期再編成基本計画に向けての検討課題の論点整理 2 江津市エリア及び浜田市エリアにおける県立高校の可能性の検討について(地域公聴会の開催、工業教育)
第4回	平成28年8月18日(木) サンラポーむらくも彩雲の間	1 次期再編成基本計画に向けての検討課題の論点整理 2 江津市エリア及び浜田市エリアにおける県立高校の可能性の検討について(商業教育、普通科教育の「核」の形成)
第5回	平成28年9月13日(火) 浜田市 県浜田合同庁舎 江津市 石央地域地場産業振興センター	1 地域公聴会 (浜田市会場) (江津市会場) (1) 浜田市要望書 説明者 浜田市長 久保田章市氏 (1) 江津市要請書 説明者 江津市長 山下修氏 (2) 意見陳述 (2) 意見陳述 「浜田市エリアの県立高校の今後の方向性・可能性について」 「江津市エリアの県立高校の今後の方向性・可能性について」 ① 浜田商工会議所 副会頭 檀山陽介氏 ① トップ金属工業株式会社 常務取締役 林田栄三氏 ② 浜田高校PTA 会長 久保田英治氏 ② 江津市図書館協議会 委員 大西佐和子氏 ③ 浜田商業高校PTA 元会長 田中和実氏 ③ 江津青年会議所 副理事長 砂田秀人氏 ④ 浜田市PTA連合会 副会長 野上智恵子氏 ④ 島根県・江津市産業人材育成コーディネーター 横田学氏
第6回	平成28年10月6日(木) サンラポーむらくも彩雲の間	1 江津市エリア及び浜田市エリアにおける県立高校の可能性の検討について～検討課題の論点も踏まえながら～
第7回	平成28年11月10日(木) サンラポーむらくも瑞雲の間	1 今後の進め方について 2 これまでの議論のまとめについて
第8回	平成28年12月15日(木) サンラポーむらくも彩雲の間	1 今後の議論の進め方について 2 教育魅力化による日本創生～進化・増殖し続ける学びの生態系づくり～ 教育魅力化プラットフォーム 岩本悠氏
学校視察・意見交換	平成29年2月15日(水) 飯南高等学校 島根中央高等学校	1 学校視察 2 学校・町関係者との意見交換 3 生徒との意見交換
第9回	平成29年2月16日(木) あすてらす特別会議室(大田市)	1 地域資源を活かし、地域活性化にもつながる島根ならではの高校の魅力化・特色化をどう進めるか 2 小中学校、高校、特別支援学校を貫いて、島根らしい教育の魅力化をどのように高めていくか

## 今後の県立高校の在り方検討委員会 検討経過

開催日時・場所		検討事項
第10回	平成29年4月28日(金) 13:30~16:00 サンラポーむらくも祥雲の間	1 個性に応じた多様な学びが、希望する進路へとつながっていく高校教育を実現するためには、どのような方策が有効か？ (1) 高校教育の質を確保・向上させながら、どう多様性に対応していくか。 ・ 地域（都市部、中山間地、島嶼部等）の特性 ・ 学びたいことの多様性と規模感 ・ アドミッションポリシーの確立 ・ 通学区や地域外入学制限をどう考えるか
第11回	平成29年5月26日(金) 13:30~16:00 市町村振興センター大会議室	(2) 社会や時代の要請に対応した高校教育の保証 ・ 先端的な科学技術 ・ ICT化 ・ グローバル化 ・ 高い学術的志向などへの対応
第12回	平成29年7月13日(木) 13:30~16:00 サンラポーむらくも瑞雲の間	(3) 多様な個性や志向性と高校で学べることとのマッチング ・ スポーツや芸術 ・ 学習や適応の困難（障がい）がある場合のインクルーブな対応 ・ 定時制や通信制の在り方
第13回	平成29年9月8日(金) 13:30~16:00 サンラポーむらくも彩雲の間	
第14回	平成29年10月20日(金) 13:30~16:00 市町村振興センター大会議室	
第15回	平成29年11月30日(木) 13:30~16:00 サンラポーむらくも彩雲の間	1 これまでの議論のまとめ
第16回	平成29年12月14日(木) 13:30~16:00 サンラポーむらくも彩雲の間	1 提言（案）の検討
第17回	平成30年2月 日（ ） 13:30~16:00	1 パブリックコメントの結果 2 提言（案）の検討

平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日 パブリックコメントの実施
---------------------------------------

## 島根県内の中学校卒業生数の推移 (各年3月卒者数)

H29までは学校基本調査より、H30以降は小・中学校の5月1日現在の在籍者数より

